

用語	用語の意味
【I】	
ICT	「Information and Communication Technology」の略称で、「情報通信技術」と訳される。情報通信技術そのものだけでなく、インターネットを利用した産業やサービス、コミュニケーションなどの総称として使われることが多い。
【N】	
NPO	「Non-Profit Organization」又は「Non-For-Profit Organization」の略称で、利益を目的としない社会貢献団体をいい、「NPO 法人」は特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づき設立された法人のこと。
【S】	
SDGs	「Sustainable Development Goals」の略称で、誰一人取り残されない社会の実現を目指し、2015 年の国連サミットで採択された 2030 年までを期限とする世界共通の持続可能な開発目標のこと。
【W】	
Well-being（幸福感）	心身ともに健康で、持続的に幸福な状態のこと。一人一人の多様な幸せと社会全体の幸せを指す。
【さ行】	
自然増減	出生と死亡による増減。
自治会	同一地域の住民などが、自分達の社会生活を自主的に運営していくためにつくった組織やその集まりをいう。本市では、自治会をはじめ、地域によって町内会や区などさまざまな名称で呼ばれている。
市民活動団体	自主的に行われる営利を目的としない社会貢献活動を行う団体。
社会増減	転入と転出による増減。
住民自治協議会	小学校区単位（一部、旧小学校区）を基本に、住民個人のほか自治会などさまざまな団体で構成される、地域を代表する組織として市が認定しており、市と連携して、地域課題を解決し、より住みよいまちづくりに取り組んでいる団体。 市内全 48 地域で住民自治協議会が設立され、各種地域活動に取り組んでいる。
【た行】	
地域コミュニティ	住民自治協議会や自治会など地縁による団体。
地域担当職員制度	市職員が、地域と行政の橋渡し役として、相互の理解と連携を促進する役割を担い、地域活動の活性化及び行政の運営の円滑化を図る制度。
【な行】	
認可地縁団体	自治会や町内会などの一定の区域の住民により構成される団体で、地方自治法などに定められた要件を満たし、市長の認可を受けて法人格を得た団体。